

関西労災職業病3月号

(通巻第83号)

関西労働者安全センター 1981.3.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円



〈総会特集号〉

■ 主張	第1回総会の成功を基礎に	1
	安全センターの組織的・運動的躍進をなしとげよう！	
	◎労職闘争の前進で労働運動強化を	2
	安全センター運営協議会議長 山本敬一	
■ 資料	運動方針	3
	趣意書ならびに規約	9
■ 特別報告	岩佐訴訟 3・30判決を目前に総決起集会	11
■ シリーズ	障壁を乗り越えて (その6…最終回)	13
	被災労働者の治療と職場復帰〈下〉 / 全港湾神戸支部	
■ 前線から (ニュース)	16
■ 学習のページ	病気の原因と治療(第3回)	19
	頸肩腕障害〈上〉 松浦診療所 医師 新井孝和	

主張

第一回総会の成功を基礎に 安全センターの組織的、運動的

躍進をなしとげよう

三月七日、関西労働者安全センターは、部落解放センターに於いて第一回総会を開催し、七年半に及ぶこれまでの活動総括、今後の運動方針、そして山本敬一運営協議会議長を初めとする新役員体制を確認して新たなスタートを切った。

総会には、牧内大阪社会党書記長、田中部落解放同盟大阪府連政治共闘部長らが来賓として出席され、各々安全センターの今後の運動への激励を受けた。また、総評中央の信太氏からも特別講演を受けるなど、充実した内容で記念すべき第一回総会を成功裏に終えることができた。

前号の「主張」に於いても述べたよ

うに、安全センターはその運動的な発展に比べて組織的な整備が常に後まわしとなり、そのために無用の組織的な摩さつを引き起こしたり、何よりも安全センターを真に労働者大衆のものとしていくことの限界に突き当たっていたと言えるだろう。

今回の総会に於ける安全センターの再出発は、決して単なる組織整備にとどまるものではないと考えている。それは山本議長が訴えていたように「労働運動の前進なくして労働闘争の発展はありえないし、また、労働闘争の発展は必ず労働運動の発展につながる」という問題を、安全センターが関西に於ける労働闘争の

拠点として自覚し、実践していくという意味での再出発である。

七年半にわたるこれまでの闘いは、労働闘争が反合理化闘争と結びついて大きな力を生み出すことや、行政闘争等を通じて、企業の壁を越えた労働者の地域結集をつくり出していくことを証明している。ますます右傾化しつつある労働運動の中にあつて、労働闘争の発展も困難が予想されるが、労働者の生命と生活を守るという原則的な闘いを、これまでの闘いの経験を生かし、関西はもちろんのこと、全国の心ある仲間とともに本格的に進めていく決意である。

労職闘争の前進で労働運動強化を！

関西労働者安全センター運営協議会

議長 山本敬一



昨年の六月を一つの区切りとして日本の政治反動は暴走の様相を呈しており、そして、労働運動も四団体の統一戦線を軸として、どうしても右傾きするという労働情勢の中であって、あれは偉い幹部の話だから放っておけという訳にはいきません。それは我々の労災職業病闘争の前に立ちはだかる運動の障害物となつて現われてくるのであります。逆に言えば、この種の政治反動や労働運動のたるみに対して、我々が労災職業病闘争を現場においてどんどん組織し、それを横につないでいくことが、日本の労働戦線の強化・発展につながっていくということを明確にしておく必要があります。

関西労働者安全センターは、七三

年の発足以来、血のにじむような努力によって今日まで来た訳であり、ここが、第一回総会を踏まえて、ここに新しい陣容を整え、新たな決意で再出発するにあたり、二つのことを強調したいと思います。

一つには、労働運動の基本は己れの生命を大事にするところから出発する訳で、労働運動はその原点であるということ、労働戦線が右傾化している状況において、この原点がもう一度見なおされることになると思ひます。

もう一つは、これらの闘いは職場における労働者の組織された力として発展していかねばならないということ、労働運動が企業に向かつてものが言えないような時代が来たら、労働闘争もまたダメになるということとであります。

関西労働者安全センターの運動を今後こういう視点に立って、つまり労災職業病闘争を闘う労働戦線を打ち立てる柱として前進させていく決意であります。（総会挨拶の要約）

決意新たに頑張ります

事務局長 榎本祥文



これまで安全センター運動を七年半、常任事務局としては五年半にわたつて進めてきましたが、第一回総会の成功は、組織にとつても私個人にとつても極めて意義の大きいものと考えています。それは単に組織的陣容が整つたというばかりでなく、労働運動を中心とした被災運動、医療運動等専門家の運動を、労災闘争を軸に大きな観点から発展させていく大衆的合意が確立したということであり、我々の任務はこれまでになく重いものになることを覚悟すると同時に、決意を新たにしている次第です。

樂觀を許さぬ情勢ではありますが、それだけより地道に、地に足のついた運動を精力的に進めていくつもりであります。多くの方々の御支援・御協力を改めてお願いいたします。

運動方針

資本主義体制の基盤が全般的に脆弱化している中において、日本における支配者階級も「これまではやっていけない」ことを十分に自覚し、その支配体制を守るべく新たな国民再統合政策ともいべき反動攻勢を日に日に強めてきている。とりわけ80年6月の衆参ダブル選挙に於ける自民党勝利をテコとして政府は、超反動姿勢を露わにし、改憲・自衛隊合憲化・徴兵制問題等々、戦後民主主義の根幹とも言うべき問題への公然たる挑戦を開始している。

一方、労働運動はこれらの政府・独占資本の攻勢と正面から闘おうとするのではなく、その主導権は自衛隊・安保を容認し、原発推進、資本の合理化に協力するという同盟・JCの路線に引きずり込まれようとしており、すべての職場に於いて日々強まる労働強化によってボロボロになっている労働者や、金属・港湾・造船など中小企業における争議労働者の肉声とは全くかけはなれた方向になだれこんでいく様相を呈しているのである。

当然のこととは言え、資本の合理化への協力という立場においては労働災害職業病を防いでいくことは絶対にありえない。労使協調は労働者無権利状況の進行であり、搾取の強化であり、労働強化であり、そして労働職業病の激増である。政府・独占資本の資本主義の危機打開の特効薬はありえず、結局は労働者大衆へのしわ寄せと反対勢力の抑えこみ以外にはその方途がない以上、あらゆる運動と同様安全センターの労災闘争も政府・独占資本のこれらの諸攻撃と正面から闘うことによってしか道は開けないことを明確にしなければならぬ。この立場から、今後の運動方針について述べる。

1 基本的な方向性について

- (1) 災害源除去の闘いを強化し、職場・地域に於ける労災職業病闘争の前進によって労働運動の強化・発展をめざす

資本の労災職業病問題に対する基本的な対策は、労働安全衛生法と労災保険法を二本の柱としている。

前者は安全衛生問題は「労使共通の願い」というデマを意図的に労働者におしつけ、資本の対策に労働者が協力することによって、つまり労務管理強化によって災害を防げる、という悪質な思想攻撃である。大企業を中心として展開されているゼロ災害運動、ZD運動、体力向上運動、注意力強化運動等はこの精神の具体化であるが、これらは労災・職業病の撲滅とは全く無縁のものであり、労働者の団結の武装解除を強要するものに外ならない。

後者は、まさに「労災保険料さえ払ってれば、資本は何をしても構わない」という災害犠牲者の切り捨て体制である。80年に行われた民事損害賠償と労災保険の「調整」なるものは、この体制の一層の強化である。

労災職業病は、労使協調では防ぐことができず、労働者の諸権利の拡大によって資本のあくなき搾取強化から自らを守ることによ

てしか、その根絶は不可能である。また、災害犠牲者が僅かばかりの保険金によって自らの権利を放棄することなく、労働者の生命と健康を破壊したことの代償が如何に高くつくものであり、その責任が如何に重いものであるかを資本に知らしめる闘いがなければ不可能であろう。

我々は労災闘争を認定し補償という資本・政府が決めた狭い枠にとらわれることなく、労働者の安全に働く権利を拡大し、被災者への責任を資本に全面的にとらせていく広範囲な闘いとして進めていく必要がある。

我々の闘いのスローガンは災害源除去であり、未組織労働者の問題も含めて、地域的な闘いを併せて進めていかねばならない。そしてこれらの闘いは、労働運動の強化・発展に必ず結びつくものと確信する。

② 労災被災者やその家族の闘いと組織化を支援して闘う

78年の労働省統計によっても、休業四日以上の上の労災発生は年間三十四万人に及び、労災年金（障害・遺族年金など）受給者は一三万七千人に達している。そして、保険適用さえ受けていない潜在被災者や企業の労災かくしの実態等を併せれば、その実数は倍にも三倍にも膨れ上ることは明らかである。しかも、これら被災者の圧倒的多数が建設業に代表的に見られる如く、中小企業・下請企業の未組織労働者が占められており、闘う組織をもたず、企業や行政の言うがままにされているのが現状であろう。

安全センターは、これまで全国出稼連合や京滋じん肺患者同盟、大阪府被災労働者同盟などの被災者団体と協力して、被災者やその家族の闘いを支援してきたが、今後ともより精力的に闘いを進めていく所存である。

③ 労働者人民の立場に立つ医師・法律家・研究者等専門家及び学生の運動の強化・発展に努める

関西労働者安全センターは、労働者・被災者及び先進的専門学生との共同組織であり、後者の戦線の拡大・強化にも大いに努力しなければならぬ。

労災職業病闘争に於いては、労働者・被災者はこれまで何度となく政府・資本側の御用専門家にだまされたり、闘いも封じ込められるような苦い汁を飲まされてきた。

Co中毒は、組合病という九大の医師、頸肩腕は心因性と説明する関東通信病院、労働者の集聚力と体力を向上させれば災害がなくなるという産業医、じん肺はガーゼマスクで防げるといふ鉄道労研等々それは枚挙にいとまがない。そして産業医科大学に示されるように、これら資本・政府に奉仕する専門家は各大学・研究室・病院において体制的に再生産されているのである。

我々はこれらと闘うとともに、共に闘いに参加する先進的専門家や学生を組織していくことも同時に行わねばならない。そして現在の科学技術・医療等を批判し、またその教育研究を変革していく闘いにも共に参加して闘う必要がある。

2 具体的な課題について

(1) 職場・地域における労災職業病闘争の強化・発展

基本的な立場については既に述べた通りであるが、具体的には以下の課題について労働組合や被災者団体のとりくみを支援して共に闘う。

(イ) 労働災害・職業病を生み出す不安全・不衛生職場の改善や安全・健康に労働する権利を奪う労働強化・人員合理化に反対して闘う。また労災企業内上積補償闘争や被災者の職場における権利拡大のために努力する。

(ロ) 安全衛生問題を企業に任せず、労働組合の主導権を確立するため、労働者が中心となった安全衛生委員会活動の強化や、安全パトロールなどの強化のため努力する。また企業の壁を越えたパトロール等についても積極的にとりくむ必要がある。

(ハ) 労働組合が中心となった自主健診・職場環境調査等に積極的にとりくむ。

(ニ) 労災闘争・労働者の健康についての学習会などの教宣学習活動を地域・職場において推進する。

(ホ) その他

(2) 行政闘争の強化

労働省・労働基準行政は、資本の法違反を監視し、労働者を保護するという建て前を放棄して、現実的には資本の思惑と一致して労働者・被災者に敵対してきていることは、これまでの闘いの経過が証明している。我々は、労働行政の反労働者性と闘い、その労働者保護の精神の空洞化を許さず、以下に挙げる闘争にとりくむ。

(イ) 労災認定闘争

労働省は78年労働基準法施行規則第三五条を改悪して、職業病の範囲を狭め、更に労災保険の赤字等を口実として行政運用上でも業務上認定の絞り強化してきている。また資本側も最近になり、労

災認定の制限を特に強く要請する動きに出ており、認定闘争も今後除々に厳しくなることが予想される。

我々は、これまでの闘いでかちとってきた成果を足場として、より組織的・大衆的などとりくみを行い、政府・資本の狙いを粉砕していかねばならない。

(ロ) 企業の法規違反・有害・危険業務等について行政指導・監督を強めさせる闘い

労基局の最近の動向として、企業の法規違反をとりしまるといふ本来の権限を行使せず、「実質的解決」などという欺瞞によって企業に寛大な姿勢を強めている。これによって企業側が堂々と安全サボを行い、災害増加の一因ともなっているのである。我々は労基行政のこのような姿勢を改めさせるために闘うものである。

(ハ) 職場復帰・社会復帰の闘い

労働行政は被災者の早期補償打ち切りには積極的であるが、労災によってハンディキャップを背負った被災者の職場復帰・社会復帰の援助については極めて冷淡である。職場復帰について労働省は唯一五九三通達を出しているが、これも疾病の大巾な制限があり、また法的拘束力がなく極めて不十分なものである。被災者の復帰問題は症状・年令・雇用形態など多様で困難な問題を含んでいるが、行政が真剣に対策を構ずるよう闘う必要がある。

(ニ) その他、運動療法等労災治療の範囲の拡大、不当な治療費制限撤廃など、行政の反労働者の行為に反対して闘う。

(3) 労働基準法・労災保険法など法規改悪攻撃に

対する闘い

既に総括の中に於いて詳しく述べたように、72年の労働安全衛生法の労基法からの分離立法化を皮切りとして、76年労災保険法改悪(傷病補償年金導入)、77年労安法改悪(守秘義務条項導入)、78

年労基則三五条改悪、80年労災保険法改悪（調整条項導入）と毎年のように労災関連法規の改悪攻撃が続いている。更に79年9月に労働大臣の私的諮問機関である労基法研究会が「労働契約・就業規則」についての意見書を提出し、労働省は労基法全面改悪の準備は整ったと豪語している状況である。

我々は、これまでこれらの法規改悪攻撃に対して全国的な共闘体制強化、様々な分野で闘う人々との連合で反対運動を精力的にとりこんできた。今後、労基法全面改悪に反対する闘いを中心として、一切の反労働者的法規改悪に反対して闘うものである。

(4) 労災裁判闘争の強化・発展

政府―資本が労災被災者への補償を労災保険―認定行政という枠の中に押し込め、その一方で堂々と安全衛生設備への投資をサボるという傾向が顕著である状況下に於いて、行政訴訟・民事訴訟を問わず、労災訴訟の役割は極めて重要である。認定行政が労働省の恣意的な枠組の中に封じ込められているのに反対し、職場・地域に於ける実力闘争と併せて、行政裁判闘争が果たしてきた役割は大きい。

また民事訴訟闘争は、これまで一方で労働者の生命と健康の値段が如何に高つくものであるかを資本に思いしらせるとともに、企業の労働者に対する安全確保義務など、労働者の安全にして健康に働く権利を拡大する役割を果たしてきた。

80年の労災保険法改悪によって政府・資本は民事訴訟の押え込みを目論んできたが、我々はこれに屈することなく、労災訴訟をより組織的・大衆的にとりくむことを通じて、この攻撃をはね返していく必要がある。

安全センターは現在、岩佐訴訟、徳田訴訟（野村メッキ労組）など多くの労災訴訟に対して支援協力を続けているが、今回のセンタ

―組織整備を足場として、訴訟団の連絡・共闘体制の確立など、より組織的にとりくみを強化していきたい。

(5) 被災労働者運動の強化・発展 及び未組織労働者への支援強化について

前段で述べたように、労災被災者の多数は中小零細企業・下請企業の未組織労働者であり、また組織労働者であっても、被災によって企業を退職（或るいは解雇）することによって労働組合から離れていく場合が圧倒的に多いのが現状である。そして個々ばらばらに分断された被災者は、資本と行政によってそれこそ好きなように処理されていく危険性が大きいのである。

このような観点からも、労災職業病闘争にとって、未組織労働者を中心とした被災者団体の運動は労働組合運動とともに極めて重要な部分である。安全センターはこれまでも京滋じん肺患者同盟との共闘や、大阪府被災労働者同盟・阪南労災被災者の会・被災労働者関西協議会・同全国協議会の結成とその運動に参加してきた経過もあるが、今後とも更にこれらの闘いと協力を強化していく必要がある。

また、未組織の被災者に対して、とりわけ地域の組織労働者が、これを支援していく体勢を作っていくことも重要な課題である。

(6) 医療・法律・科学技術等専門家戦線の拡大・強化 及び学生戦線の強化

基本的な方向性の中で述べたように、我々は労働者人民を支配し欺く「専門家」とそれを再生産する教育―研究体制に反対して闘っていく必要がある。そのためには、医療・科学技術・法律等の先進

的専門家との共闘は不可欠であり、積極的にその運動を支援していかなければならない。

我々は既に松浦診療所という闘いの拠点医療機関を多くの仲間とともにかちとり、現在も全面的な協力・共闘体制を保っているが、診療所運営委員会と一致協力して、その拡大・発展のために共に奮闘していかねばならない。そして法律・科学技術の分野に於いても、京大安全センター運動等すぐれた闘いの経験を生かして、安全センター運動への組織化に努めていく必要がある、当面の課題として、関西研究者交流会の充実・強化及び弁護士を中心とする労災に関する法律専門部の確保に力を入れていきたい。

また、学生運動に対する働きかけにも力を入れていくべきである。学生運動は先進的専門家運動の土台でもあり、系統的な指導が必要である。具体的には、これまでのフィールド合宿の更なる充実化と、各大学とりわけ医学部に於ける「労災職業病研究会」の育成を課題とした。

3 共闘・交流の拡大・強化について

(1) 関西における労災闘争組織との 友好・共闘関係の強化について

関西地域には、大阪地評労災職業病対策委員会、兵庫県労働者安全センター、北摂地区評労職対、尼崎労安対等の労災闘争の専門機関、被災者団体としても、京滋じん肺患者同盟、労災職業病被災労働者関西協議会等の組織が先進的な活動を続けている。これらの組

織は、その基盤は異にしてはいても、その目指すところは同一であり、我々もこれらの組織との友好・共闘関係を確立し、共に闘っていく決意である。

(2) 全国の闘う仲間との友好・共闘関係の 強化について

関西のみならず、全国的にも労災職業病闘争の共闘組織は数多く存在し、最近になって増加している。また、連絡体勢も法改悪阻止闘争等を通じて強化されつつある。

地域的な共闘組織としては、東北労災職業病センター（仙台）、東部労職研（東京）、神奈川労職センター、愛知労職連絡会、広島労職研、新居浜医療生協（愛媛）、高知県職業病センター、北部九州労働者安全センター（福岡）、大分職業病対策協議会などが挙げられる。これらの組織は歴史的にも、地域的にもそれぞれに独自の性格を持っているが、友好・共闘関係をかちとるべく努める必要がある。

また、我々は既に、78年に結成された職業病認定問題に関する全国連絡会議や、被災労働者全国協議会（80年発足）に対してもその設立過程より協力してきたが、今後ともより積極的にその強化・発展のために尽力していく必要がある。

更に、総評中央の労災職業病専門機関である日本労働者安全センターとともに友好・協力関係を確立すべく努力する必要がある。

4 関西労働者安全センターの 組織強化・拡大について

安全センターはこれまで組織体制の不十分性によって、運動の前進を必ずしも組織拡充と結びつけることができないという弱点を持っていた。また、そのことが運動の大衆的発展にブレーキをかける原因ともなっていた。今回の組織整備を大きな足場として、総評を中心とする各労組・地区評・地協等の地域機関との組織的協力関係を強化するとともに、労働闘争を闘う労組に対して積極的に安全センターへの参加を訴えていきたい。被災者団体・専門家・学生組織に対しても同様である。

そして、安全センターを労働者・被災者・専門家・学生の共同組織として、関西に於ける労災職業病闘争の真の拠点として確立するべく闘う決意である。

関西労働者安全センター 運営協議会

◇ 主要役員 ◇

- | | |
|-------|--------------------|
| 議長 | 山本敬一 (全港湾関西地本) |
| 副議長 | 有元幹明 (大阪市職労港湾局支部) |
| 同 | 横山義行 (全通西大阪支部) |
| 同 | 橋井美信 (全金港合同支部) |
| 同 | 華川万吉 (全港湾大阪支部) |
| 同 | 新井孝和 (労災職業病研究会) |
| 事務局長 | 榎本祥文 (常任) |
| 事務局次長 | 登 義一 (全港湾大阪支部) |
| 同 | 大野正夫 (大阪労金労組) |
| 同 | 村上次郎 (全金マコトロイ工業支部) |

パンフレット

合理化を撃つ

京浜製鉄所扇島工場大島文雄さんの
脳血栓を労災認定させよう

神奈川労災職業病センター・全造船鶴造分会

¥300

A5版 50p

パンフレット

岩佐訴訟

初めての原発内被曝労働者の闘い！

岩佐訴訟の経緯とその意義、合わせて被曝労働者の実態を明らかにする。

発行・岩佐訴訟を支援する会

B5版
26p
¥200円
+送料

関西労働者安全センターは労働災害、職業病、公害の絶滅をめざす労働者、被災者、地域住民、科学技術者、医療・法律等専門家、学生の共闘組織であります。

今日、労働災害、職業病はすべての職場に激発し、おびただしい数の労働者が災害によって殺され、重軽症を負わせられ、また、「職業病のない職場はない」と言われるまでの無数の職業病が日々労働者を苦しめています。さらに公害は「緩慢なる殺傷行為」として地域住民、農民、漁民の生命と生活を破壊し続けています。

しかもなお支配階級は、労働災害、職業病、公害の元凶とも言うべき金もうけ第一主義⇓合理化を進め、かつ労働災害 職業病職場を下請化させています。そのため、おびただしい下請 未組織労働者が悲惨な犠牲者となっているのです。例えば、日本の企業は国内だけでなく南朝鮮や東南アジアに進出し、現地労働者を低賃金でこき使いながら、劣悪な労働条件の中で生命をも奪い、さらに有毒物質をタレ流して生活環境の破壊をも当然の如く行っているのです。

これらの「労働者殺し」「労働災害、職業病、公害の根源は、明らかに、資本主義体制下の「金もうけのための手段を選ばぬ生産様式」にあり、そのための「人命無視の合理化」にあります。また、この非人間的生産様式や合理化を進め、支えるものとして現代の科学技術は生み出され、巧みに人民を支配してきた事を忘れることはできません。私達は、労働災害 職業病 公害を絶滅する闘いを進めるにあたって、災害犠牲者とその家族の闘争の支援と組織化に全力を尽くすと共に、どの職場や地域にも二度と悲惨な労働災害・職業病 公害の犠牲者が発生しないために、「災害源と公害源の除去」の闘いを職場や地域で進めていき、そして、今まで労働者 住民の生活に敵対し続けてきた現代科学技術を批判し、まさに人民のための新たな科学技術を創設せんがための闘争を展開しようと思っております。

こうした労働者、人民の生活と生命を守る闘いの中から、全関西 全国の共に闘う仲間の連帯を深め、新たな運動の潮流をつくりあげるために努力します。

規 約

- 一、 名称 関西労働者安全センターと称す。
- 二、 目的
 - ①労働者・被災者・地域住民・科学技術者・医療・法律等専門家・学生の相互の共闘体制を確立し、労働災害・職業病・公害を絶滅する。
 - ②災害犠牲者及びその家族の救援と闘争の組織化を進める。
 - ③災害源除去のための闘争を地域、職場で進める。
 - ④労働者、住民の生活に敵対する現代科学を批判し、闘う科学技術者の闘争を支援し、労働者、住民の立場に立つ新たな学問創設のために奮闘する。
- 三、 事業 目的を達成するための諸活動を行う。
- 四、 組織 趣意書と目的に賛同する団体からなる会員及び個人からなる賛助会員によって構成する。
- 五、 役員
 - ①運営協議会 議長 一名
 - ② 同 副議長 若干名
 - ③ 同 事務局長 一名
 - ④ 同 事務局次長 若干名
 - ⑤ 同 委員 若干名
 - ⑥ 同 事務局員 若干名
 - ⑦ 同 会計 一名
 - ⑧ 同 会計監査 二名
- 六、 役員選出 加盟する会員及び賛助会員をもつて構成する総会にて選出する。
- 七、 会議 総会（年一回）運営協議会 事務局会議
- 八、 会費 会員一口 一、〇〇〇円 賛助会員一口 二〇〇円（いずれも月額）
- 九、 この規約の改廃は総会にて行う。

岩佐訴訟 3・30判決を目前に総決起集会

原発内労働被ばく裁判岩佐訴訟の判決に向けて一連の行動が展開された。尚、判決は当初二〇日と予定されていたが、のち裁判所の都合によって三〇日に変更されている。

まず、結審以来進められてきた署名運動を三月初め集約したところ、二八七三六名、総評本部が二月初旬から取り組みを決めた団体署名は、二二八五団体になったことを報告する。四カ月という期間、団体署名に至っては実質二〇日という制約を考えると、これは全国の反原発運動の発展と相俟って大きな成果であると言えよう。御協力をいただいてきた皆様に、本誌面を借りてお礼申し上げます。

三月十三日、東京市谷の自治労会館に於いて「岩佐訴訟勝利に向けた東京集会」が反原発を中心とした実

行委の主催、東京地評 東京原水禁の後援で開催された。集会は二〇〇名近くの労働者 市民が集集し、カメラマン樋口健二氏、原子力資料情報室高木仁三郎氏の講演の他、岩佐裁判をモデルにした劇「青色眼鏡」が上演され、好評を得た。

翌十四日、大手町にある日本原電本社に対しての署名手渡し行動が行われた。日本原電との交渉は、吉田正雄参議院議員の仲介によって実現したものであったが、社員・警備員が立ち並ぶという警戒ぶりであった。四〇名が参加し、その内二〇名の交渉団で会場に入いった。原電側から出席した総務部長の有馬と次長の青木に対し、交渉団は署名文を読み上げ、署名用紙を机の上に積み上げた。最初は「受け取れな」と頑張っていた日本原電も、交渉団の強い要請の

前に、ついに受領証を交わし、署名を預かって社長に報告することを約束した。

一方、関西では当初判決が予定されていた二〇日の前夜一十九日に、総決起集会が二二団体で構成する実行委の主催、大阪総評 大阪軍縮協の共催によって開催された。約二五〇名の結集があり、経過報告、大衆的な運動の盛り上がりなしには裁判及び被ばく労働に対する闘いの勝利はありえない、と訴える岩佐弁護士藤田弁護士の講演と続き、のち全国から連帯のアピールが行われた。折りから浜岡原発公開ヒアリング阻止闘争が闘われており、その足でかけつけた人が多く、広島・福岡・高知・倉敷・東京から熱烈な挨拶を受けた。そして、この集会には全国から百十三団体、個人からの賛同が寄

せられていることが司会から報告され、この間全国的な運動が急速に広がっていることが明らかにされた。

判決は三〇日大阪地裁七一一号法廷で下されるが、どのような判決になろうとも、今後被ばく労働に対す

る闘いはこの成功の上に増々強化せねばならないだろう。

ギョウ的判決糾弾!!

詳細は次号

2月の新聞記事から

2 4	2 7	2 9	2 13	2 17	2 18	2 19	2 20	2 22	2 23	2 25	2 28			
天満橋阪神高架下に停車中のリフト付トラックが路面の傾斜のためバランスを崩して横転し、リフト先端の作業台に乗っていた作業員が大けが	沖縄南東の喜屋武岬でリベリア籍のタンカカーが炎上	高槻市でバイクで新聞配達中の青年がダンプカーにはねられて死亡	原発二号機増設に伴う陳情・請願を決定しようとしていた島根県議会で、反原発団体が抗議、機動隊が反対派のリーダーら二人を逮捕	斑状歯被害者の会が上水道の供給者「宝塚市」に対し、損害賠償訴訟を大阪地裁に提訴	新宿のバス放火事件で死亡した女性の労災保険請求が飯田橋労基署で認められる	山口沖でタンカーが転覆し八人が遭難	長崎沖の東シナ海で釣り船転覆、一人救命	社員旅行バスの転落事故で従業員二名死亡社長ら八名が負傷のため六カ月間休業していた大津の中小企業の道路公団に対する損害賠償請求訴訟で、大阪高裁は企業の賠償請求権を認めぬ判決	柏崎の反原発小屋が強制撤去される	七七年、神戸の下水道工事現場ガス爆発で死亡一名重軽症十八名を出した事故により業務上過失致死傷に問われた元請業者、下請業者に神戸地裁が執行猶予判決	長崎五島沖の東シナ海で転覆した瀬渡し船で事故発生から七六時間後に二名の生存者が救出される	一月に大阪南港で殺されていた土木作業員は斃業者がリンチ殺害していた事が判明	池田のダイハツ工場で火事、作業所を焼く	兵庫県警が無許可で廃酸液処理させていた三業者を摘発

障壁を乗り越えて

被災者の

職場(社会)復帰闘争

の前進のために(その6) [最終回]

被災労働者の

治療と職場復帰(下)

全港湾閩西地本神戸支部

労災職業病の

休業期限(三年)の整

災害性の労働災害についての長期休業に伴う職場復帰が可能かどうかという問題は、一九七一年に弁天浜分会と港職安との間で話し合いがもたれました。この結果、労災で休業している人については三年まではその責を問わない、そして完治すれば現場復帰が可能である、しかし、三年以上休業を要する者については、港安労働者としての適格性に問題があるとして登録手帳の更新をすることができないということで合意に達しました。

これが被災害性、すなわち職業病

の長期休業に関連を持ち出したのは、一九七八年に港湾病第一次認定者が三年をむかえたことひよります。港職安側は、職業病を災害性労災の休業と同じ扱いにしたいという旨の申入れを組合に行ってきました。これに対し組合としては、災害性労災の休業基準をそのまま職業病に適用するのはおかしいという立場で、何度も港職安と話し合いを持ちました。その中で、人間の身体を中心である腰痛疾患など長期に休業を必要としている者については、職場復帰するためには基礎体力が必要であるということから、医師が職場復帰可能という診断を出している者については、三年を経過した後、更に六カ月を基礎体力をつける期間とすることで合意に達しました。

期限設定の背景と

その問題点

この労災、職業病の休業期間の設定そのものに問題があるという批判があります。労災・職業病を生み出した一切の責任は資本の側にあることは明白であり、その資本の責任において完治するまで治療を継続すべきことは当然であります。従ってこうした批判の真意は充分理解できます。

しかし、この休業期間を設定した一九七一年当時の常用労働者の労災休業状況はどうだったのでしょうか。労働災害を受け、医者が休業証明書を発行します。会社側はこの休業証明書を一定期間（ケガの状況によって異なるが非常に短い）までは受け付けますが、その期間を過ぎれば、医師が休業を要するという診断を下しても、会社側は半強制的に職場復帰をさせるというのが実態です。これは

現在も続いています。

登録日雇労働者の場合でも、労災で休業期間が長くなると、まず第一に本人に圧力をかけてきます。「うちの常用ではこんな長くと休んでいくケースはない。あんたは働く意志がないんだろう」と。それでもなお休業診断が継続されると、次には医師、医療機関に圧力をかけてきます。港の周囲にある医療機関で、これまで港湾の企業から圧力を受けたことがないという医療機関はまずないでしょう。ある病院の医師は「企業とは本当に恐ろしいものだ。」とすらほめてくれます。

そうした中で組合は、企業の本人に対する圧力をはね返し、医療機関が圧力に屈しないよう細かくチェックしながら、重筋肉労働に対応できる治療期間の延長をちとつてきました。その当時日雇を問わず、労災で一年の休業はもろろん、六カ月というのもまれであったのです。こうした実態が休業期間三年という設定の背景でした。これまでは、

足をひきずりながらも現場に追いやられていたのが、登録日雇労働者は労災・職業病で三年間、更には六カ月間、職場復帰をするまでの完全な身体調整をすることができるようになりました。

このように、一九七一年当時に三年の期限を設定することは大きな成果であったということができません。しかし、今後はこの三年という期間が、労災・職業病の治療の妨げとならないように、期間延長もしくは期間制限の撤廃に向け、運動を進めていきたいと考えています。

被災労働者への指導と

職場復帰できる環境作りを

港職安との合意事項に基き、第三次職業病者は全員が職場復帰をすることができましたが、第四次職業病者の職場復帰に際して、これまでの労災・職業病運動の欠陥が表面化しました。

第四次職業病認定者は、八〇年七月一日で三年を経過しました。この期限以前に、認定者たちと組合とで何回も話合いの機会を持ちました。彼らの医師の所見は「治療は継続しなければならぬが、職場復帰は可能である」という内容でした。七名の内二名は「港湾の現場作業を考えれば、精神的不安はあるが職場復帰をする」との意志表示を行い、他の五名は「肉体的に復帰はできない」と、医師の所見とは異なる意見でした。組合としては、この五名に対して誠心誠意の説得を行いました。

この経過の中で、私たちの運動の欠陥が露呈しました。被災者の学習指導、生活指導の弱さについてです。労災・職業病の被災者たちは、他産業の仲間たちも含めた被災者交流会、港湾病学習会などの自主的組織をつくり、自らの学習を行っています。また、医生協の献身的努力により、運動療法も取り入れた職場復帰へ向けた治療が続けられています。こうしたものに組合は積極的に参

加はしてはいますが、あくまでも「参加」という形であり、それ以上のものではありません。被災者と組合との接触が極端に限られたものでしかないために、職業病認定をかちとるまでは全港湾の一員として闘うが、認定後は個人にもどってしまふ、こういう傾向が若干あります。

そうではなく、認定後の治療・療養生活、職場復帰へ向けた努力なども全港湾の運動の中にあり、労災・職業病闘争の一環であることを意識化させるべきではないでしょうか。もちろん、現在の被災者交流会、港湾病学習会という組織の上に屋上屋を重ねるだけでは何の効果もありません。労災・職業病を生み出さない労働環境づくりとともに、非災害性労災は職業病として認定をきちんとし、治療をし、職場復帰をする、こうした中で被災者に対する指導をどうするのか、現時点で早急に確固とした方針を出す必要に迫られています。

植田マンガ労働訴訟いよいよ結審!!

4・17結審前決起集会に結集を!

日時：4月17日 午後6時～

場所：大東市民会館第4会議室

集会名：4・17植田満俺労働訴訟結審決起集会

公判日程：3月27日午前10時 4月24日午後1時

大阪地裁 807号

植田マンガ労働訴訟を支援する会 事務局・大東市御領1の1の18
木野茂方 TEL 0720-71-2271

前線かろ

大阪中

脳卒中労災不服申請 審査官へ相次いで署名提出

日放労関西支部

二月二十六日、日放労関西支部は大阪労災

紙の状態にもどったことが明らか

ととも、早期に労災認定

を強く要請した。

保険審査官に

次いで三月二〇日、総評

向性が確認されていること

が行われるなど地域的な関

対して、七九年八月脳卒中

中央地区評、同東地協及び

事実関係についての意見書

別決議を行った際にも、特

で死亡した組合員野呂氏の

日放労は、署名の第二次分

を提出したのが参与会の後

を強めていこう。

提出した。

この第一次集約分約一千

大阪

違反宿舎の一掃と

労災闘争の強化等を確認

才17回全国出稼者西日本大会

三月一日大阪北区P.T.P. 参加した。

会館において、第17回全国

冒頭栗林会長が主催者挨拶

出稼者西日本大会が開催さ

を越える宿舎が労働法規に

れ、西日本を中心に全国の

違反であり、建設業を中

出稼者とその家族、関連労

心として出稼労働者は極め

組、団体など約一五〇名が

と力強い決意が表明された。

午前

16

救済に関する決議」「柴田久雄氏の労災業務上認定を勝ちとる決議」「柳井建設 宿舎焼死事故の構造労災裁

大阪 柴田氏の脳卒中は労災

全国出稼連が大阪労基局を迫る

三月二日、全国出稼組合連合会は前日の西日本大会の確認を踏えて、大阪労働基準局及び大阪府(市)に對する交渉を代表団を二手に分けて行った。

大阪基準局との交渉には会長の栗林三郎氏を代表として一五名が参加し、安全センターからも参加した。労働基準局長以下局の代表に對し、「出稼者を受けいれたい事業所に労基法、労安法を完全に守らせ、労災

このあと、翌日の対労基局、大阪府(市)交渉団の選出を行い、ガンバロー三唱にて散会した。

り、審査官の決定書に「重大な事実誤認」があることが指摘され、また、労基局相談医と称する医者の方などについて、局への厳しい追及が行われた。「中央で再審査請求をして下さい」と当初居直りを見せていた局側も交渉団の気はくによって「関係者から話を聞くことは保障する。権限の範囲内で善処することについては一応認めた。

交渉は、大阪府(市)の方へ行っていた仲間も正午頃には労基局へ合流し、予定を一時間過ぎて一時頃まで続けられた。

柳井建設宿舎 12名焼死事故
構造労災裁判争
勝利のために
全国出稼組合連合会
大阪事務所 B5.55P

秋田県島海村出身出稼者
故柴田久雄
重作業起因
脳出血死労災遺族補償
審査請求事件 決定書
B5.71P

出稼労災パケット センターで取り扱い中(費用送料のみ) 音下教に 限りあはす

此花

未払賃金訴訟も。結審間近に

住友電工有志

三月一七日、住友電工有志による始業前・終業後の一五分間の未払賃金の支払いを求める訴訟の証人調べが大阪地裁において行われた。当日は会社側証人に対する反対尋問が行われたが、前回に引き続き、およそ主任代理という役職にふさわしくないような不良社員ぶりを証言した。朝のラジオ体操については「気の向くままにやったりやらなかったり」、朝の見まわりも「気分しだい」、また夜勤者として昼勤者の引きつぎも「直接話し合いをしないでもよい」と引つぎ簿を見れば充分」というような内容である。

この地裁における闘いも、今回の証人調べではほぼ最終局面を迎え、次回あるいは次回には結審の予定であろう。住友電工は現在、差別賃金地労委闘争の結審から勝利命令をかちとるべく署名活動に入っているが、この闘いを勝利に導くためにも、地裁における未払賃金訴訟の役割は重要なものとなっており、一層のとりくみの強化が必要である。

大阪中央

中央地区評労仲講座

循環器病と労災認定で足達医師が講演

三月十三日、大阪森の宮労金本店会議室において、中央地区評労講座第一回「労災認定闘争のすすめ方」が行われ、松浦診療所の足達七郎医師が約二時間にわたって、主に脳卒中労災認定問題について講演した。

これは中央地区評・東地区評として、日放労の野呂氏の脳卒中労災認定闘争支援の署名活動が展開されており、より地域的にこの闘いを広げていくという観点も併せて行われたものである。足達七郎医師は、年間十

五〜六万人が脳卒中で死亡し、その内約三割が現役の労働者であるにもかかわらず、労災として認定されるのが極めて限られており、これまでの合計でも百例前後にすぎないことを指摘し、循環器系の疾病の労災認定のとりくみ強化の必要性を強く訴えた。また、脳卒中の大きな原因である高血圧症は、これまで先天要因とされていたが、塩分のとりすぎと並んで夜勤、重労働など労働の影響が大きいことを指摘し、労働運動が予防の闘いを強める必要があること、そして企業の病気の人は不要」という論理をはね返し、「高血圧でも働ける職場づくり」の必要性が訴えられた。

摂津市職で頸肩腕腰痛健診

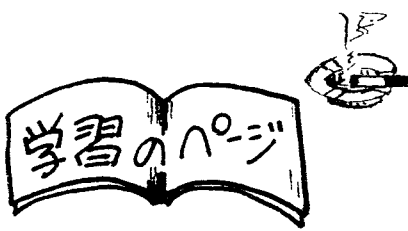
保母ら約百名を対象

二月二十三日から三月五日まで計五回にわたって、摂津市職は保育部会の保母、調理員、看護婦約百名の腰痛及びびけい肩腕の健診を実施し、松浦診療所がこれにあたった。

二月二十三日から三月五日まで計五回にわたって、等現業部門を中心として、同市職ではこれまで保母、保母ら約百名を対象に、

疾病の原因を労働者個々人の筋力低下に求め、その治療も筋力強化を名目としたトレーニングに一元化しているため、被災者の中には逆に症状が悪化する人もおり、組合員からも強い批判が出されていた。これに対して組合は、昨年より組合推薦の医療機関による健診を行うことを要求し、協定化をかちとるに至っていたが、今年の一月に入いり、

八一年健診を松浦診療所で行うことを決めたものである。松浦診療所でも、市職労働関係では初めての健診ということもあり、昨年十月段階より学習会を開催するなど精力的なとりくみを進めており、今回の健診をテコに摂津市職における職業病闘争がこれまで以上に前進することが期待される。



原因と治療 頸肩腕障害(上)

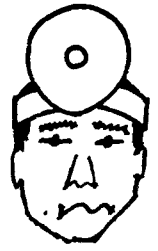
診療所医師 新井孝和

あらゆる職場で発生する

頸肩腕障害

ケイワン一職業性頸肩腕障害は、今や実に多くの職種、実に多くの職場で、労働者の健康にとって主要な脅威の一つになってきています。頸肩腕障害が問題になり始めたのは

昭和三十年代になってからで、職業病としての歴史はたかだか三十年たらずでしかありません。しかし当初はキーパンチャー病等と、特定の職種でだけ発生する病気と考えられていたのが、その後タイピスト、速記官、札勘、伝表めぐり、ボールペン複写等の事務作業等々の事務系職場に広がる一方、レジ作業、コンベア流れ作業、フォークリフト運転等の現場労働者の間からも被災者が続出する



病気の 第3回

松浦

ケイワンの 症状

ようになってきました。さらには、保母、教諭、ゴルフ場のキャディー等にも頸肩腕障害が発生してきています。

このように多種多様な職種で同じケイワンと呼ばれる健康破壊がおこってきている、それも年次多発しているという事実はいったい何を意味しているのでしょうか。それはとりもなおさず、職種の差を越えたケイワン発症の要因が、これらの職場に共通に存在していることに他なりません。それがケイワンが職業病であることの本質的な裏づけであり、これを全体的に明らかにすることが、ケイワンという病気について知るところであり、またこの要因を各職場で一つ一つ改善していくことが、ケイワンの根本的治療法であるはずで

さて、それではケイワンとは具体的にどのような症状を示す病気なのか。

発病初期に共通してみられる症状は、全身の疲れ易さ、がんこに続く肩こり等です。これは、無理をした根をつめて仕事をしたりして疲れがたまれば、誰にでもおこることです。後でも述べますが、ケイワンはこの全身の疲労の蓄積ということとかなり本質的な関係をもっているのです。

病勢が少し進むと、肩こり、全身の疲労感ほ更に強くなってきます。両腕がだるい、くびすじが固くこわばってくる等の症状に加えて、首をまわすと痛んだり、時に腕や背中に痛みが出たりします。業種によっては目が非常に疲れやすいという症状も

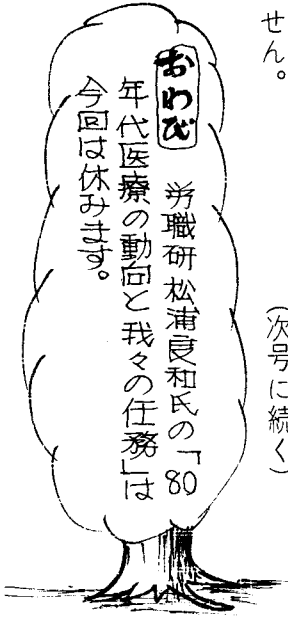
よく見られます。これらの症状は、仕事の量が急に多くなったり、ムラがあったりするときなどに表われやすく、天気が悪くなったり、冷たい空気にあたったりすることで増悪しがちなものです。やっかいなのはこの時期から人によっては夜、何となく十分に眠れない人が出てくることです。くびや腕や背中が痛いというだけでなく、特に眠りを妨げる症状がないのに眠れないということもおこりがちです。ただでさえ仕事による疲れがたまってきているのに、一番大事な休養である睡眠が十分にとれなくなると、病状は一段と悪くなる恐れが十分です。

病状が更にすすむと、くび、肩、腕、背中等が始終痛むようになります。

これらの部分をさわってみると、硬い「こり」があったり、あるいははれぼったい感じになっていたりし、おさえると強く痛みます。腕や指先がしびれたり、冷える等の症状が出ることもあります。腕や肩、くびは非常に疲れやすくなっており、手に持

ったものをつい落としてしまおうとか、ハンドバックを持つのをさえ腕がだるくて辛いといったこともおこってくるようです。この段階で重要なことは、症状がくび、肩、腕等の局所に停まらず、頭痛、イライラ感、憂うつ感、食欲低下等の全身的な症状が合わさってくることです。その他耳なり、動悸、立ちくらみ等、いわゆる不定愁訴等と呼ばれる症状も加わってきます。こうなると被災労働者の苦痛は並大抵のものではありません。そしてこの段階まで症状が進んでしまおうと、たとえ仕事を離れて治療に専念したとしても、その治療効果が非常にあがりにくく、最終的に元の職場に戻る事ができなくなってしまうことも、ありえないではありません。(次号に続く)

おわり 労職研松浦良和氏の「80年代医療の動向と我々の任務」は今回は休みます。



昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

〔関西労災職業病〕

3月号(通巻第83号)

昭和56年3月20日発行

(毎月一回20日発行)

■表紙写真/関西労働者安全センター第一回総会のもよう
於大阪部落解放センター

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28